

平成 1 1 年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、地下水の水質の測定に関する計画を定める。

1 調査の種類

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により、環境基準項目または要監視項目が検出された場合、その汚染範囲等を確認するために実施する。

(3) 定期モニタリング調査

汚染地区を継続的に監視するなど、経年的な変化を把握するために、定期的に実施する。

(4) 定点監視調査

地下水質の経年的な変化を把握するために実施する。

2 調査地点

調査は概況調査 6 0 地点、定期モニタリング調査 1 0 3 地点および定点監視調査 2 地点において実施する。

なお、定期モニタリングの 2 地点では、概況調査を兼ねて汚染物質以外の項目も調査する。

また、汚染井戸周辺地区調査は汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概 況 調 査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査	定 点 監 視 調 査
調 査 地 区 数	6 0	汚染の状況に 応じて必要な 調査を実施す る。	3 6	2
調 査 地 点 数	6 0		1 0 3	2
調 査 回 数	2 回／年		2 回／年	2 回／年
調 査 機 関	福 井 県	福 井 県	福 井 県	建 設 省

3 調査方法

(1) 調査地点の選定

① 概況調査

昭和 4 8 年行政管理庁告示第 1 4 3 号に定める基準地域メッシュの標準地域メッシュ第 1 次地域区画コードを基準に、その区画内を 4 等分した区画（5 km メッシュ）を「調査対象区域」とし、その区域内の地下水の利用状況、人口分布および工場・事業場等の立地状況等を考慮し、井戸を選定する。

なお、主として平成 3 年度に概況調査を実施した「調査対象区域」内において、工場・事業場等の井戸またはその周辺の井戸を中心に選定するものとする。

② 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸を中心としておおむね 2 ㎞において、必要な地点を選定する。

③ 定期モニタリング調査

汚染区域内において、おおむね 5 地点を選定する。

- ④ 定点監視調査
継続的な監視が可能な地点を選定する。
- (2) 調査期間
調査は平成11年4月から平成12年3月までとする。
- (3) 調査回数
概況調査、定期モニタリング調査および定点監視調査の調査回数は年2回とする。
汚染井戸周辺地区調査は地区ごとに年1回とする。

4 採取方法

試料は、十分な揚水（地下水の水温が一定）後、採取する。なお、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立てないよう静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

5 測定項目

測定項目は調査の種類ごとに下記に掲げる項目とする。

- (1) 概況調査
 - ① 環境基準項目
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
 - ② 要監視項目
フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、アンチモン
- (2) 汚染井戸周辺地区調査
 - ① 環境基準項目
概況調査等により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。
なお、分解生成物とは、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどが地中で物理化学的作用や微生物の分解作用等を受けることにより生ずるおそれのある物質で、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン等の物質をいう。
 - ② 要監視項目
概況調査により汚染の確認された項目について調査する。
 - ③ 解析項目
Mアルカリ度、塩素イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオンおよびその他の項目等の地下水の流向等を解析するために必要な項目について調査する。
- (3) 定期モニタリング調査
汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。
- (4) 定点監視調査
 - ① 環境基準項目
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン
 - ② 要監視項目
クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン

6 測定方法

測定方法は「別表3」に定める方法とする。

7 調査担当機関

本調査は福井県および建設省近畿地方建設局が担当する。

8 報告

- (1) 調査の報告は、「別表4」の様式により毎月まとめて、翌月の末日までに福井県県民生活部環境政策課長（以下、環境政策課長という。）に報告するものとする。
- (2) 環境基準項目および要監視項目で「別表3」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境政策課長に報告するものとする。